

平成 3 0 年

第 3 回 三川町議会臨時会会議録

平成 3 0 年 3 月 2 6 日 開 会

平成 3 0 年 3 月 2 6 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 3 月 2 6 日 (月) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議第 3 4 号 平成 3 0 年度三川町一般会計予算に対する修正案 (義務費) の再議に ついて	3

平成30年第3回三川町議会臨時会会議録

1. 平成30年3月26日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉 監査委員	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長 吉田直樹 書記 五十嵐章浩 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 3月26日(月) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第34号 平成30年度三川町一般会計予算に対する修正案（義務
費）の再議について

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） ただいまから平成30年第3回三川町議会臨時会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番 成田光雄議員、1番 鈴木重行議員、以上、2名を指名します。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る3月20日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本臨時会には、町長提出として平成30年度一般会計予算に対する修正案の再議1件であり、会期については、審議の状況等を考慮いたしまして本日1日間と決定を見たものであります。

なお、議事日程については、お手元に配布のとおりであり、本臨時会の進行が予定どおり終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、議第34号「平成30年度三川町一般会計予算に対する修正案（義務費）の再議」について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第34号「平成30年度三川町一般会計予算に対する修正案（義務費）の再議」の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年第2回議会定例会において、3月13日に修正議決された「議第9号 平成30年度三川町一般会計予算に対する修正案」において、歳出予算の3款民生費、2項児童福祉費、5目子育て交流施設整備事業費5億9,640万円のうち、13節委託料の子育て交流施設用地造成工事監理業務委託料99万2,000円、及び15節工事請負費の子育て交流施設用地造成工事請負費5,896万8,000円は、当該予算を平成30年度までの債務負担行為として平成29年第4回議会定例会において議決し、すでに契約も締結しているものであります。

そのため、当該経費は普通地方公共団体の義務に属する経費であることから、当初予算の減額修正について異議があるため、地方自治法第177条の規定に基づき、再議に付すものであります。

以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） ただいま説明ありましたとおり、先の修正案に対する再議ということで1点確認をし、また方針等を伺いたいと思います。

まず、ただいまの説明で、今回の義務的経費について説明ありました。総額5,996万、この件に関して、土地の造成工事ということで、その監理費、あるいは工事請負費ということで計上されています。確認しますが、あくまでも造成工事分ということで理解していいのか。建物分に関しては一切関わっていないということを、まず確認したいと思います。

それから、提案理由にあります地方自治法第177条の規定によりということでございます。第177条については、義務的経費について再議に付さなければならないと。必須条件の条項ですので、この部分だけ抽出したという意味は分かります。それで、再議については第176条という項目もありまして、これについては、一般経費についても再議できると。できる条件であります。今回第177条により提出した意味について伺います。要するに、平成30年度において、どういう方針を持ちながら、この第177条という規定によって再議を提出したのか。この件について伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回においては、先程の提案理由の説明のとおりであります。造成という部分については、当初契約締結というようなことで、あくまでもその経費ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、今後の、平成30年度ということになるわけですが、先の定例議会においても議論になった、子育て交流施設と桜木地区の住環境整備というような部分については、かなり認識の違いがあったのかなというふうに思うところでもありますし、今後、今までこの事業を推進するための様々な過程において、多くの町民の方々の意見を取り入れてきたところでもあります。そういったことからいたしましても、平成30年度の予算修正ということになったからには、やはりそれなりの町の説明責任もあるというようなことから、特に子育て交流施設においては、三川町公民館のホールの耐震対策というようなことでの新たなアスベストの対策、あるいは、その利用者に対してのこの施設の工事というような期間ということ考えた場合に、現在の子育て交流施設の整備事業における地域交流センターも併設というような形で事業を進めてきたということでもあります。

こうしたことから、これらの子育て交流、あるいは地域交流施設における利用団体等の方々にもしっかりと説明をし、平成30年度において、これからどういう子育て交流施設の整備事業にすべきかということについても意見を受けながら、今後の対応を考えてまいりたいと思うところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員

○9番（梅津 博議員） 今の答弁からしますと、要するに、平成30年度は改めてこの施設に対して説明をして検討をし直す期間というような、そういった年度ということで理解して

いいのか、もう一回伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今までの先の議会定例会において、いろいろな事業費の積算ということについては、梅津議員からも、やはり都市計画マスタープラン、あるいは財源という部分からいたしましても、将来的な不安というようなことが言われたわけであります。

しかしながら、町として提案したからには、それなりの根拠があって提案したということをし、しっかりとその辺りは受けとめてもらえるような形で、今後の事業をどう進めるかということを検討するというような形で進めてまいりたいと思っているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） ただいま上程されています、議第34号平成30年度三川町一般会計予算に対する修正案の再議について、賛成の立場で討論いたします。

3月13日に議決した、予算の修正動議に義務費が含まれており、その問題を解消するためのもので、議決すべき議題であります。

議会で議決した修正動議には、もっと精査するべき点があったということで、ある意味違法な決議をしたこととなります。

その後町民からは、公民館のホールはいつまで使えるのかとか、子育て支援センターはどうなるのか、学童は出来ないのかという質問を受けました。

議会は昨年9月定例会で、町民要望のある子育て交流施設の、施設建設も見越し、早期完成のための造成工事を議決しています。

認めたものに、わずか半年でストップをかける議会に疑問を持ちます。

議員には、修正動議を提出する権利もありますし、提案することも、問いただすことも認められていますが、短期間で認めたり、否定したりでは、計画的な行政は出来なくなるのではと、懸念されます。

議会は、町の最高議決機関ではありますが、住民福祉のために直接活動をしている、各組織の代表で構成されている振興審議会は、町の最高諮問機関です。その振興審議会を否定した形になってしまったことも、胸に止めておきたいと、思っています。

以上、賛成討論といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第34号「平成30年度三川町一般会計予算に対する修正案（義務費）の再議」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第34号「平成30年度三川町一般会計予算に対する修正案（義務費）の再議」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
これをもって、平成30年第3回三川町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時45分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成30年3月26日

三川町議会議長

三川町議会議員 8番

三川町議会議員 1番